

共同募金配分金受配申請 要領

（「CBCチャリティ募金 広げよう子どもの食支援事業費」、「つながりをたやさない社会づくり事業費」）

社会福祉法人愛知県共同募金会

「CBCチャリティ募金 広げよう子どもの食支援事業費」、「つながりをたやさない社会づくり事業費」の両方に申請する場合は、それぞれ受配申請書をご提出ください。

区 分	CBCチャリティ募金 広げよう子どもの食支援事業費	つながりをたやさない社会づくり事業費
趣旨	この配分事業は、中部日本放送株式会社の「CBCチャリティ募金」による寄付金をもとに、日常生活に困難を抱える地域の子どものとその家族を支えているこども食堂やフードバンク事業、社会的養護が必要な子ども等を支援する福祉施設が行う事業など、子どもと食に関する事業に対し、社会福祉法人愛知県共同募金会（以下、「本会」という。）では共同募金の配分（助成）申請を募集します。	日常生活に困難を抱える人たちを支援する活動や、つながることが難しい中であっても、つながることをあきらめず、孤立、孤独の問題など様々なかたちで顕在化している地域課題に対して取り組む活動を支援するため、社会福祉法人愛知県共同募金会（以下、「本会」という。）では共同募金の配分（助成）申請を募集します。
1. 対象団体	主たる活動拠点が愛知県内に所在する次の団体であって、かつ①から⑧までをすべて満たす団体とします。 【団体】社会福祉法人、更生保護法人、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、特定非営利活動法人、法人格を持たない任意団体 ① 事業実績が1年以上あり、継続的な経営（運営）が見込める団体 ② 団体の定款または会則・規約等を定め、事業報告書、決算書、事業計画書、予算書が整備されている団体 ③ 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されている団体 ④ 営利を目的とせず、自主的に公益的な活動を行う非営利団体。活動から生じる利益を構成員に分配しない団体 ⑤ 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できる団体	

	⑥ 配分を受けて行った活動について、本会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能な団体 ⑦ 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがない団体 ⑧ 共同募金の趣旨について理解している団体										
2. 対象事業 (1) 対象事業実施期間	次の期間内に実施、完了する事業とする。 令和7年12月20日～令和8年3月31日 〈令和7年度事業〉	次の期間内に実施、完了する事業とする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>事業実施期間</th><th>財 源</th></tr> <tr> <td>①</td><td>令和7年12月20日～ 令和8年3月31日 〈令和7年度事業〉</td><td>報道関係歳末たすけあい募金</td></tr> <tr> <td>②</td><td>令和8年4月1日～ 令和8年8月31日 〈令和8年度事業〉</td><td>連合愛知からの寄付金</td></tr> </table> ※申請は、①または②のいずれか1つです。	区分	事業実施期間	財 源	①	令和7年12月20日～ 令和8年3月31日 〈令和7年度事業〉	報道関係歳末たすけあい募金	②	令和8年4月1日～ 令和8年8月31日 〈令和8年度事業〉	連合愛知からの寄付金
区分	事業実施期間	財 源									
①	令和7年12月20日～ 令和8年3月31日 〈令和7年度事業〉	報道関係歳末たすけあい募金									
②	令和8年4月1日～ 令和8年8月31日 〈令和8年度事業〉	連合愛知からの寄付金									
(2) 対象とする事業	子どもへの食支援に関する事業とする。ただし、愛知県内で実施する次の事業とする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>対象事業</th><th>活動例（参考）</th></tr> <tr> <td>①</td><td>社会的養護が必要な子どもを支援する社会福祉施設の「食に関する機器等の整備」</td><td>児童養護施設における調理をするためのオーブンや冷蔵庫などの機器や食事をするためのテーブルやイスなどの備品の整備</td></tr> <tr> <td>②</td><td>社会的養護が必要な子どもを支援する社会福祉施設が行う「施設を退所した児童などへの食支援」</td><td>児童養護施設を退所した子どもなどが直面する孤立感・孤独感を解消するための見守りを兼ねた食支援</td></tr> </table>	区分	対象事業	活動例（参考）	①	社会的養護が必要な子どもを支援する社会福祉施設の「食に関する機器等の整備」	児童養護施設における調理をするためのオーブンや冷蔵庫などの機器や食事をするためのテーブルやイスなどの備品の整備	②	社会的養護が必要な子どもを支援する社会福祉施設が行う「施設を退所した児童などへの食支援」	児童養護施設を退所した子どもなどが直面する孤立感・孤独感を解消するための見守りを兼ねた食支援	日常生活に困難を抱える人たちを支援する活動や、つながることが難しい中であっても、つながることをあきらめず、孤立、孤独の問題などの地域課題に取り組む事業。ただし、愛知県内で実施する事業とする。 活動例（参考） ・ひとり親家庭・ひとり暮らし高齢者や生活困窮家庭の支援のための見守りを兼ねた弁当・食材配付活動などの食卓支援 ・こども食堂などが行う居場所づくりや学習支援 ・ひきこもりの状態にある方やその家族の電話やネットを活用した相談支援 ・外国籍、および外国にルーツをもつ人々への支援 ・福祉施設を退所した児・者の孤立・孤独を解消するための交流
区分	対象事業	活動例（参考）									
①	社会的養護が必要な子どもを支援する社会福祉施設の「食に関する機器等の整備」	児童養護施設における調理をするためのオーブンや冷蔵庫などの機器や食事をするためのテーブルやイスなどの備品の整備									
②	社会的養護が必要な子どもを支援する社会福祉施設が行う「施設を退所した児童などへの食支援」	児童養護施設を退所した子どもなどが直面する孤立感・孤独感を解消するための見守りを兼ねた食支援									

	<table><tr><td>③</td><td>フードバンク事業</td><td>寄付などにより提供された食品を一括して保管し、地域のこども食堂が必要な物を受け取ることできる拠点づくり。</td></tr><tr><td>④</td><td>こども食堂等が行う食支援</td><td>食事の提供、フードパントリー、食支援と併せて実施する学習支援や居場所づくり</td></tr></table>	③	フードバンク事業	寄付などにより提供された食品を一括して保管し、地域のこども食堂が必要な物を受け取ることできる拠点づくり。	④	こども食堂等が行う食支援	食事の提供、フードパントリー、食支援と併せて実施する学習支援や居場所づくり	
③	フードバンク事業	寄付などにより提供された食品を一括して保管し、地域のこども食堂が必要な物を受け取ることできる拠点づくり。						
④	こども食堂等が行う食支援	食事の提供、フードパントリー、食支援と併せて実施する学習支援や居場所づくり						
(3) 対象とならない事業等	・営利のために行っていると見なされるもの ・対象としない経費 団体の運営費（職員給与、役職員への報酬）、事務所の維持費、新聞掲載やテレビCMなどへの広告に要する費用（新聞などへの折込料を含む）、交際費、接待費、雑費・予備費など使途が不明な経費 ・その他、本会において不相当と認めたもの							
3. 配分（申請）金額	上記「2 対象事業」の「(2)対象とする事業」に記載の「区分」①～③は、1 団体につき 5 0 万円以内 「区分」④こども食堂等が行う食支援は、1 団体につき 3 0 万円以内 (配分申請額は万円単位)	1 団体につき 3 0 万円以内 (配分申請額は万円単位)						
	事業に必要な額（活用できる範囲内の額）をご申請ください。なお、必ず配分決定するものではありません。減額または、配分対象外となる場合があります。							

4. 受配申請書の提出	様式「共同募金配分金受配申請書（「CBC チャリティ募金 広げよう子どもの食支援事業費」、「つながりをたやさない社会づくり事業費」）（以下、「受配申請書」という。）をご記入の上、「添付書類」に記載の関係書類を添付し、本会にご提出ください。（郵送可） なお、申請にあたっては、「<u>社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程</u>」に規定している事項を満たしていることとします。 また、「<u>つながりをたやさない社会づくり事業費</u>」への申請は上記「2. 対象事業」の「（1）対象事業実施期間」に記載の事業実施期間「①令和7年12月20日～令和8年3月31日」、「②令和8年4月1日～令和8年8月31日」のいずれか1つです。①、②両方への申請はできません。										
5. 受配申請書の受付期間	令和7年9月17日～10月20日 [必着]										
6. 配分決定	配分決定の可否は、申請団体あてに通知します。 通知予定時期…令和7年12月中旬	- 配分決定の可否は、申請団体あてに通知します。 <table border="1" data-bbox="1339 719 2033 1034"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事業実施期間</th><th>通知予定時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>令和7年12月20日～ 令和8年3月31日 〈令和7年度事業〉</td><td>令和7年12月中旬</td></tr> <tr> <td>②</td><td>令和8年4月1日～ 令和8年8月31日 〈令和8年度事業〉</td><td>令和8年4月</td></tr> </tbody> </table> - 配分が決定した団体には、決定通知と併せて「交付申請書」、「活動・精算報告書」の様式をお送りしますので、<u>配分対象事業完了後1か月以内に「交付申請書」及び「活動・精算報告書」、領収書のコピー、配分対象事業の実施状況がわかるもの等の書類をご提出ください。</u> - 配分金は「交付申請書」等を提出いただいた後、本会の指定日に送金します。なお、<u>配分金の交付は精算払いとします。</u>書類不備の場合は送金できません。 - 活動実態が確認出来なかった場合は、配分決定を取り消す場合があります。 - 配分決定した内容は、本会等ホームページで公開いたします。	区分	事業実施期間	通知予定時期	①	令和7年12月20日～ 令和8年3月31日 〈令和7年度事業〉	令和7年12月中旬	②	令和8年4月1日～ 令和8年8月31日 〈令和8年度事業〉	令和8年4月
区分	事業実施期間	通知予定時期									
①	令和7年12月20日～ 令和8年3月31日 〈令和7年度事業〉	令和7年12月中旬									
②	令和8年4月1日～ 令和8年8月31日 〈令和8年度事業〉	令和8年4月									

7. 注意事項	(1) 共同募金は、県民の皆様から寄せられた尊い浄財です。申請にあたっては、適切な内容でご申請ください。 (2) 当申請の事業は、配分決定通知書交付後に実施するものです。配分決定通知書受理前 に事業に着手（契約等）した場合は、配分決定を取り消します。 (3) 必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、配分の決定の取り消し、または配分金を返還いただきます。 (4) 本会へ提出した申請書の控えは、最低6年間保管してください。 (5) 他の助成等への同一内容の重複申請はご遠慮ください。 (6) 要望にお応えできない場合（減額、不採択）がありますので予めご了承ください。 (7) やむをえず、受配申請を取り下げる場合には、速やかに本会へご連絡 ください。
8. 提出先、問合せ先	社会福祉法人愛知県共同募金会 〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 TEL 052-212-5528 FAX 052-212-5529